

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第82号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年5月11日 06時10分ごろ
発生場所	愛媛県上島町高井神島西方沖 高井神島灯台から真方位263° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 11.6′ 東経133° 14.6′）
事故等調査の経過	平成26年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 すみほう丸、499トン 140883、住宝海運有限会社 B 漁船 蛭子丸、1.7トン HS3-50145（漁船登録番号）、個人所有 第273-8376号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び甲板員B）
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船長Aが1人で船橋当直に就き、高井神島西方沖を約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵によって東北東進した。 船長Aは、平成26年5月11日06時00分ごろ左舷船首方に南東進するB船を認め、06時06分ごろB船が約1Mに接近した頃から汽笛の吹鳴を続け、B船がA船を避けると思い、針路及び速力を保持して東北東進を続けたところ、06時10分ごろ、高井神島西方沖において、A船の左舷船尾部とB船の船首部が衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、高井神島西方沖の漁場でたちうおの引き縄漁を行うため、高井神島北西方沖を約10knの速力で手動操舵によって南東進した。 船長Bは、操舵室内で立って操船していたところ、右舷船首方にA船が吹鳴した汽笛を聞き、東北東進するA船を認めたが、貨物船であるA船が漁船であるB船を避けて航行してくれると思い、目的地の漁場の方向に注意を向けて航行中、衝突直前に再びA船を認めて急いで機関を後進に入れたが、B船とA船が衝突した。

	<p>船長Aは、海上保安庁に事故の通報を行い、船長Bは僚船に事故があったことを連絡し、救助を求めた。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、病院で、船長Bが胸部打撲傷及び左肘打撲傷、甲板員Bが左手関節部打撲傷及び左肋骨部打撲と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長Bは、日頃、貨物船がB船を避けて通過していたので、本事故当時もA船がB船を避けて通過すると思っていた。</p> <p>甲板員Bは、船長Bの左横で座っていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、高井神島西方沖を東北東進中、船長Aが、左舷船首方から接近するB船に汽笛を吹鳴したが、B船がA船を避けるものと思い、針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高井神島西方沖を南東進中、船長Bが、右舷船首方から汽笛を吹鳴しながら、接近するA船に気付いたものの、A船が避けて通過するものと思い、船首方向の漁場に注意を向けていたことから、衝突直前に再びA船を認め、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、高井神島西方沖において、A船が東北東進中、B船が南東進中、船長Aが、左舷船首方から接近するB船に汽笛を吹鳴したが、B船がA船を避けるものと思い、針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが、右舷船首方から汽笛を吹鳴しながら、接近するA船に気付いたものの、A船が避けて通過するものと思い、船首方向の漁場に注意を向けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保持船であっても針路を変えずに接近する避航船を認めた場合は、衝突を避けるための最善の協力動作をとること。 ・ 当直者は、周囲の見張りを適切に行うこと。